

# 子ども・お年寄り・女性に対する犯罪をなくそう

子ども・お年寄り・女性の被害者は、犯人に抵抗できないばかりか、被害事実そのものを伏せ、泣き寝入りするケースも珍しくありません。全国読売防犯協力会では、今年も「子ども・お年寄り・女性を守る地域の目」を推進し、犯罪を未然に防止するために、防犯セミナーの開催を積極的に推進します。

## 1 子どもに対する主な犯罪形態

誘拐・連れ去り・わいせつ事案・児童虐待、携帯電話やインターネットによる出会い系サイト、薬物乱用事案等が挙げられます。

## 2 お年寄りに対する主な犯罪形態

振り込め詐欺、悪質商法などが挙げられます。

振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺・架空請求詐欺・融資保証金詐欺・還付金詐欺の総称です。

**防止対策**～ ・慌てず、本人に確認する。(確認できないときは警察に相談する)  
・振り込む前に家族に相談する。

悪質商法には、利殖商法・点検商法・押し付け商法・催眠商法・かたり商法などがあります。

**防止対策**～ ・その場では絶対に契約しないで、家族や知人に相談する。  
・クーリングオフ制度を活用する

悪質商法の被害に遭わないためのキーワード

悪質業者は、**うそつき**

- う** うまい話を信用しない(もうかる話には必ず落とし穴がある)
- そ** そうだんする(一人で判断せず、公的機関に相談する)
- つ** つられて返事しない(悪質業者は言葉巧みに契約を迫ります)
- き** きっぱり断る! はっきり断る!(あいまいな返事はしない)

## 3 女性に対する主な犯罪形態

ちかん、ストーカー、DVなどが挙げられます

ちかんは、迷惑防止条例違反ですが放っておくと、段々エスカレートし、強制わいせつ罪などの重要犯罪に発展する恐れがあります。早めに最寄りの警察署に相談してください。

ストーカーとは、同一人に対し「つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・面会、交際の強要・乱暴な言動・無言電話」等8つの行為を繰り返し行い、相手の身体の安全や生活を脅かしたり、行動の自由を侵したりする行為で、重要犯罪に発展する恐れがありますので、早めに警察署に相談してください。

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、配偶者（元配偶者）・婚姻届を出していない「事実婚」の配偶者から暴力を受けることです。一人で悩んでいるとますますエスカレートしますので、早めに警察署か都道府県の「配偶者暴力相談支援センター」などに相談してください。